

2024年7月8日

会員旅行会社 各位

一般社団法人 日本旅行業協会  
国内旅行推進部

事務連絡「旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の取引について（注意喚起）」  
（令和6年6月28日付け）への対応について

標記の件、令和6年6月28日付け事務連絡「旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の取引について（注意喚起）」（以下「事務連絡」という）に記載の通り、今般、運送を引受けた貸切バス事業者が、運送の引受けに際して取引される手数料により、貸切バス事業者が安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という）を割り込んで手数料が旅行会社に支払われたとして、道路運送法第10条違反で行政処分を受け、当該貸切バス事業者と取引を行った旅行業者に対しては、平成31年4月1日付け観参第6号の3「旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の取引に関する旅行業法の取扱いについて」の通達に基づき、旅行業法第18条の3第1項第6号の規定による業務改善命令が発出されました

本件については、貸切バス事業者各社の「安全コスト」の金額・水準がいくらなのかが公表されておらず、かつ、貸切バス事業者各社によってその金額・水準が異なることから、「事務連絡」にもある通り、貸切バス事業者から書面を受領して確認するなど、適切な確認行為を事業者毎に確実に実施する必要があります

つきましては、今後の貸切バスの運送申込について、下記対応の励行をよろしくお願いいたします

1. 「安全コスト」を割り込んでいないかの確認

運送申込時、「運送申込書／運送引受書・乗車券」に別紙書面の例1、例2、または適切な確認方法で、当該契約における手数料等を差し引いた後の旅行会社への請求金額が「安全コスト」を割り込んでいない旨の確認を貸切バス事業者へ依頼し、両者で確認を行って下さい

2. 手数料等に関する契約の締結

貸切バス事業者が運送の引受けに際して支払う手数料等に対しては、その金額、率の多寡にかかわらず必ず貸切バス事業者と旅行会社での契約を締結することとし、両者が対等な立場で合意した契約書面等の記録を保管して下さい

3. 「安全コスト」の確認時及び手数料等の契約時の対応

「安全コスト」の確認及び手数料等の契約締結時における、事実と異なる内容の書面の提出や契約の締結を強要することが無いよう留意して下さい

なお、本件に関する貸切バス事業者への確認依頼に対して、応じていただけない事案が発生した場合は、「事務連絡」及び付随する別添書面、参考書面を提示するなどして、確認が必要である旨を丁寧に説明し、協力をお願いして下さい

以上

### 運送申込書／運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

		申込日： 年 月 日									
申込者	氏名・名称 (担当者名)	電話： - -									
	住所	FAX： - -									
		E-mail： - -									
契約責任者	氏名・名称 旅客の団体の名称： (担当者名)	電話： - -									
	住所	FAX： - -									
		E-mail： - -									
運送を引受ける者	氏名・名称	電話： - -									
	住所	FAX： - -									
		E-mail： - -									
事業許可	年 月 日 第 号 営業区域：	任意保険・共済									
申込乗車人員	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 中型車 小型車 コミューター車	対人 無制限 対物 200万円 万円 無制限 ※該当するものに○を記入								
配車日時	月 日 ( ) :	配車場所	地図：有・無								
旅行の日程											
	月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩 地点 時間	備考	
①	/		:		:			:			
②	/		:		:			:			
③	/		:		:			:			
④	/		:		:			:			
うち、旅客が乗車しない区間： ( ) 営業所車庫											
交替運転者	有・無	交替の地点 ( )		【運行開始日時】 月 日 ( )		【運行終了日時】 月 日 ( )					
車掌 (ガイド)	有・無	交替の地点 ( )									
運賃及び料金の支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 支払期日： 年 月 日			【走行距離】 総 km 実車 km		【走行時間】 総 時間 分 実車 時間 分					
適用を受けようとする割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 割引 ※ 標準運送約款 5 条 2 項に規定する所定の証明書を添付。			運賃		料金					
特約事項	例 2					(料金の種類：)					
						消費税					
						実費 (税込)					
						実費の詳細：)					
						合計請求金額					
				手数料金額 (税込)		手数料等					
						月払・年払等					
						その他経費等					
例 1											
上記のとおり運送を引受けます。 年 月 日											

例1または例2の場所に、「運送引受者は、本書における合計請求金額から手数料等を差し引いた金額が安全を確保するための経費を割り込んでいないことを確認済みです」と記載して運送引受者に確認を依頼(または記載していただくよう依頼)したうえで、確認された旨の記載がある「運送申込書／運送引受書・乗車券」を両社で保管するようにして下さい